

### 第3回 横浜市会議会のあり方調査会議題

平成16年8月6日（金）10時30分  
市会1階小会議室

1 インターネット中継の実施形態、実施方法、実施時期等の検討について

資料1

2 指定管理者制度移管後の議会審査方法等の検討について

資料2

3 その他

資料3

◎ 次回日程 8月24日（火） 15時から （場所）市会1階小会議室

## インターネット議会中継の実施等に向けて

### 1 インターネット中継実施の必要性

#### (1) インターネットの普及状況

平成15年度横浜市市民意識調査によれば、本市のインターネット世帯普及率は、63.3%で、前年比で3.3ポイントの増加となっており、インターネット個人利用率は、45.8%で、前年比で2.4ポイントの増加となっています。

このように、本市においては、情報アクセスの手段としてインターネットを活用する市民は増加しており、広報等の手段としてインターネットを活用する環境が整備されてきていると言えます。

#### (2) 議会のインターネット中継状況

政令指定都市13議会中5議会、都道府県議会47議会中28の議会、計33の議会で、インターネット中継を実施又は本年度中に実施予定となっています。

また、神奈川県下では、神奈川県議会、川崎市議会、横須賀市議会が、本会議のインターネット中継を実施又は本年度中に実施予定となっています。

#### (3) インターネット中継実施のメリット

上記(1)のように、本市におけるインターネットの普及率は60%を超えており、議会のインターネット中継が実施されれば、多くの市民にとって、自宅等で容易に本会議等の視聴が可能となるため、市民が議会審議を視聴する機会を拡充する手段として有効であると考えられます。

また、議会から市民に身近な議会を広報する手段としても、インターネットを活用することは有効と考えられます。

## 2 インターネット中継実施に向けての整理事項

### (1) インターネット中継の放映対象について

- ① 本会議
- ② 予算・決算特別委員会等

### (2) インターネット中継の放映方法等について

#### ア 放映形態をどうするか。

- ① 生中継
- ② 録画中継
- ③ 生中継+録画中継

イ 会期中の会議の放映

- ① 全部を放映
- ② 一部を放映

ウ 1日の会議の放映

- ① 全部を放映
- ② 一部を放映

エ テロップの挿入

- ①入れる。
- ②入れない。

(3) その他

実施時期等

(参考) インターネット中継に伴う検討課題

項 目	検 討 課 題
本会議の審議方法等のあり方	インターネット中継の実施を踏まえ、市民によりわかりやすく、かつ議会の関心を高めていく上でも、本会議の運営方法等について、必要な検討を行う。

## ○インターネット中継実施の各都市の状況

※インターネット中継を実施中(又は本年度実施予定)の28都道府県+5政令指定都市(計33都市)の状況

## I インターネット中継の放映対象

項目	内容	実施都市数
1 本会議・委員会の放映対象	① 本会議	21
	② 本会議+予決特	12

## II インターネット中継の放映状況等

項目	内容	実施都市数
1 放映形態	① 生中継+録画	27
	② 生中継のみ	3
	③ 録画のみ	3
2 会期中の会議の放映状況	① 会議の全部	33
	② 会議の一部	0
3 一日の会議の放映状況	① 1日の会議を全部放映	33
	② 1日の会議を一部放映	0
4 テロップの表示	① 有り	18
	② 無し	15

## 1 指定管理者制度とは？

平成15年9月の改正地方自治法の施行により「公の施設」の管理運営について、管理委託制度から指定管理者制度に変更となりました。これにより民間事業者も含めた幅広い団体に委託することが可能となりました。本市においては、平成18年9月1日までに管理委託をしているすべての公の施設（約470施設）について、指定管理者制度に移行することとなっています。なお、公の施設は、約750施設（公園と市営住宅を除く。）あります。

## 管理委託制度（従来）と指定管理者制度との違い

	管理委託制度 《改正前》	指定管理者制度 《改正後》
管理運営主体	①公共団体、公共的団体、市の出資法人等に限定 ②相手方を条例で規定	①民間事業者を含む幅広い団体（個人は除く。） ②議会の議決を得て指定
権限と業務の範囲	①施設の設置者たる地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う。 ②施設の管理権限及び責任は、設置者たる地方公共団体が引き続き有し、施設の使用許可権限は委託できない。	①施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、施設の使用許可も行うことができる。 ②設置者たる地方公共団体は、管理権限の行使は行わず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う。
条例で規定する内容	①委託の条件、相手方等を規定	①指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲を規定
契約の形態	①委託契約	①協定

## 2 議会が関与する事項

項目	議会の関与の内容	
①公の施設の設置及びその管理に関する事項 ②指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項	条例案の議決	条例案の審査
③指定管理者の指定	議会の議決	指定管理者の指定・更新（概ね3～5年ごと）
④指定管理者に係る予算、決算	議会の議決	予算・決算案の審査

## 3 横浜市が管理する事項

- ①事業報告書（毎年度終了後）の提出を受けること。
- ②管理の業務・経理の状況の報告を求め、実地調査し、必要な指示をすること。
- ③指定の取消し、期間を定めて管理業務の全部・一部の停止命令をすること。

## 4 今後の議会の対応における問題点

議会においても、指定管理者の指定を議決した立場から、指定管理者の管理状況について、把握することが必要と考えられますが、現状では、次のような問題点があります。

## 《問題点1》

法制度上、指定管理者の事業執行について、議会への報告等が制度化されていない。

※例えば、当初は、指定管理者の事業執行について、市長から何らかの報告を求める必要はないか。

## 《問題点2》

法制度上、指定管理者の事業執行について、指定管理者から直接にその状況を聴取する制度がない。

※例えば、横浜市が上記②、③のようなことを行った場合の議会としての基本的なスタンスを確認しておく必要はないか。

